

平成 18 年 7 月 24 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
野村不動産オフィスファンド投資法人
代表者名
執行役員 岡田 勇
(コード番号: 8959)
問合せ先
野村不動産投信株式会社
取締役オフィス運用本部長 緒方 敦
TEL. 03-3365-0507

投資信託委託業者による投資法人の設立にかかる届出に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者である野村不動産投信株式会社(以下「野村不動産投信」といいます。)において、本日開催の取締役会において、関東財務局に対して、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第69条の規定に基づく投資法人の設立にかかる届出を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 届出日

平成 18 年 7 月 28 日 (予定)

2. 届出の内容

「野村不動産レジデンシャル投資法人」の設立

3. 届出の理由

野村不動産投信では、これまでに蓄積した投資法人資産運用業における実績とノウハウを最大限に活用し、優良な不動産投資信託商品を新たに供給することを視野に入れ、将来的に本投資法人を含む複数の投資法人の資産運用を受託することを想定して、社内体制を整備すべく、平成 18 年 2 月 7 日付にて投信法第 10 条の 2 の規定に基づく認可(業務の方法等の変更の認可)を取得しました。

また、上記の認可を受け、平成 18 年 4 月 1 日付にて、運用を受託する投資法人毎に、運用を担当する部門(オフィス運用本部、レジデンス運用本部)を明確に分離する等の組織改正を実施し、将来的に本投資法人以外の投資法人の資産運用を受託するにあたって、投資法人間の利益相反の防止に努め、本投資法人の利益を損ねることがないように配慮するとともに、関係法令等を遵守し適正な業務遂行を行うための社内体制を整備してまいりました。

上記の認可及び社内体制の整備を踏まえ、今般、野村不動産投信では、オフィスを投資対象とする本投資法人とは別に、主たる用途が居住施設である不動産等を投資対象とする投資法人を設立するため、当該届出を行うものです。

なお、上記の認可については、平成 18 年 2 月 7 日付「投資信託委託業者における業務の方法等の変更の認可取得に関するお知らせ」、組織改正については、平成 18 年 3 月 16 日付「投資信託委託業者における組織変更及び人事異動に関するお知らせ」にて各々公表しております。

以 上

* 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会